

神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和5年3月14日（火） 10：40～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、渡真利、宮田、佐藤、吉元、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、神奈川中央交通株式会社（以下「神奈川中央交通」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 運送費に占める人件費の割合について、全国平均等と比較して低くなっているがその理由は何か。
 - ② 運行委託費が大きいとのことだが、委託内容はどういうものか。
 - ③ 橋本駅や海老名駅の周辺は近年人が集まっている状況にあり、収益が増加しているのではないかと思う。路線の収支状況はどうか。また、今後も国庫補助路線の対象になるのか。
 - ④ EVバスの導入には補助金が交付されると思うが、その補助金は原価計算に含まれるのか。
 - ⑤ 神奈川中央交通のバス事業以外の事業の状況、バス事業における他社と比較した際の特徴、路線維持に関する考え方等を教えてほしい。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 神奈川中央交通は運行委託をしており、運行委託費が大きい状況である。委託分の人件費を考慮すれば、平均値程度になる。

- ② 営業所単位で、バスの運行、運行管理等のバス事業全体を委託している。
 - ③ 収支状況は確認して回答する。また、駅周辺には人が集まっている状況にあると思うが、そこから地方部に向かうバス路線であるため、今後も補助対象になるものとする。
 - ④ 車両購入の補助金は、原価計算の収入には含めていない。
 - ⑤ 確認する。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。